

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

NEXCO

令和6年12月13日に施行された建設業法第20条の2第2項において、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないとされました。

当社の発注工事における通知の方法等は以下のとおりとします。

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

- ・通知書は、当社所定の通知書様式を用いて作成してください。
(様式は「契約関係図書のダウンロード」ページ内からダウンロードすることができます)
- ・落札者（または契約の相手方）の決定後、履行保証を提出するまでに、通知書を契約担当部署あてに書留郵便または電子メールにて提出してください。
(履行保証の提出を求めない工事については、落札者の決定後速やかに提出してください。)
- ・通知の対象となる事象が発生するおそれがない場合は、通知書を提出する必要はありません。
- ・通知書を提出していない場合でも、工事請負契約書の定めに基づき、請負代金額や工期の変更について発注者に請求することができます。

東日本高速道路株式会社
〇〇支社長 〇〇 〇〇 殿

会社名
代表者

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生する恐れのある事象※：(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のために必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生する恐れのある事象※：(例) 〇〇地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のために必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以 上

その他連絡事項（空欄可）（自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等）

別記様式

(注) 1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではありません。

2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から履行保証の提出までに提出するものとします。

3. 本通知書の提出方法は、以下のいずれかの方法によるものとします。

①書面を書留郵便等により送達

②電子メールにより提出

③本通知書及び添付ファイルを光ディスク媒体に記録したものを書留郵便等により送達

※電子メールにより提出する場合、メール本文の容量を含む総ファイル容量が15MBを超える場合は、電子メールでの受信ができないことから、15MBを超えない容量に分割のうえ電子メールにより提出してください。

4. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、落札者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いてください。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）

5. 「その他連絡事項」欄に情報を記載する場合は、あわせて状況の把握のために必要な情報の入手先を記載してください。また、その際に用いる情報については上記4と同様とします。

6. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができます。当該協議については、工事請負契約書（基本契約に基づく個別契約の場合は請負契約約款）、共通仕様書及びスライド条項の運用基準等の規定に基づき対応を行います。

7. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができます。